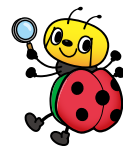


## 来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



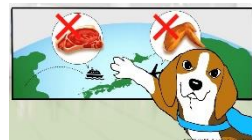
国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- 日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫 植物防疫

## 実は身近にある輸入禁止品

植物検疫という耳馴染みがなく、多くの人には関係のない話だと思われるかもしれませんが、しかし、病害虫は広範囲に潜んでおり、お持ちの植物も輸入禁止品の可能性があります。

以下の地域からは

## ほとんどの果実・果菜類が輸入禁止！

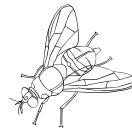
■ チチュウカイミバエやミカンコミバエの発生地域

## 植物検疫とは？

海外で買ったおいしい果物や、きれいな観葉植物。もし、それらに病害虫がついていて、そのまま日本に持ち込んでしまうと、農業に大きな打撃を与える恐れがあります。



ミバエ類の幼虫



ミカンコミバエ



コドリンガの幼虫

植物検疫は、海外からの病害虫の侵入・まん延を防いでいます。日本の農業と緑を守るために、一人ひとりのご協力が必要です。

## 検疫カウンターにお立ち寄りください

植物類をお持ちの場合は、税関検査の前に「植物検疫カウンター」へ。

## この中に、違反をしている人がいます。



主な禁止品

マンゴウ リュウガン グァバ ライチ トウガラシ カンキツ類

以下の地域では

## コドリンガが発生、ナシなどが輸入禁止！

■ コドリンガの発生地域



主な禁止品

ナシ サクランボ リンゴ モモ ネクタリン 殻付きクルミ

## 植物防疫所お問い合わせ先

- |                 |    |           |    |
|-----------------|----|-----------|----|
| 横浜植物防疫所         | —— | 神戸植物防疫所   | —— |
| - 新千歳空港出張所      | —— | - 関西空港支所  | —— |
| - 成田支所第1PTB     | —— | 門司植物防疫所   | —— |
| - 第2PTB   第3PTB | —— | - 福岡支所    | —— |
| - 羽田空港支所        | —— | - 福岡空港出張所 | —— |
| 名古屋植物防疫所        | —— | 那覇植物防疫事務所 | —— |
| - 中部空港支所        | —— | - 那覇空港出張所 | —— |

植物や昆虫の持ち込みには植物検疫以外の規制もあります

ワシントン条約について

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室  
TEL：03-3501-1723

生きた昆虫類の持ち込みについて

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 TEL：03-3581-3351 (代表)

**持ち込めない植物や  
検査証明書が必要な植物**があります。

違法な持ち込みは**罰則の対象**です。

検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査を受けなかった場合は**3年以下の懲役、または100万円以下の罰金**が課せられる場合があります。

農林水産省  
植物防疫所

